吹田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の申請及び各種届出の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第3条第1項及び第3項の規定に基づく認定こども園の認定申請は、認定こども園認定申請書(様式第1号)に必要書類を添付の上、市長に提出することにより行うものとする。

(認定申請の要件)

第3条 前条の申請は、吹田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(令和元年吹田市条例第29号。以下「条例」という。)に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

(休廃止の届出)

- 第4条 認定こども園の認定を受けた者が、廃止をしようとするときの届出は、認定こど も園廃止届出書(様式第2号)をあらかじめ市長に提出することにより行うものとする。 (変更の届出)
- 第5条 認定こども園の認定を受けた者が、法第29条第1項の規定による変更をしようとするときの届出は、認定こども園変更届出書(様式第3号)に必要書類を添付の上、あらかじめ市長に提出することにより行うものとする。

(報告の徴収)

- 第6条 法第30条第1項の規定による報告は、報告書(様式第4号)を提出することにより行わなければならない。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年7月2日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「令」という。)第29条の市長の定める日は、5月31日とする。
- 3 令第29条第2号の市長の定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 職員配置に関する事項

- (2) 職員資格に関する事項
- (3) 施設設備に関する事項
- (4) 教育及び保育に関する事項
- (5) 職員の資質向上に関する事項
- (6) 法第二条第十二項に規定する子育て支援事業(以下「子育て支援事業」という。) に関する事項
- (7) 管理運営に関する事項
- (8) 設置者に関する事項
- 4 令第29条第3号の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 教育及び保育の目標及び主な内容
 - (2) 実施する子育て支援事業の内容
 - (3) 開園の日数及び時間並びに保育時間

(教育及び保育に直接従事する者の数)

- 第7条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「認定こども園基準」という。)第2の1に規定する「教育及び保育に従事する者」の数は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。)の2の(1)を準用し算定するものとする。ただし、認定こども園基準第2の1に規定する方法により3歳以上の子どもの区分ごとに算定した数(小数点第2位以下切り捨て)を合算した数(小数点以下を四捨五入)が認定こども園基準第2の1に規定する方法により算定した多の数より少ないときは、認定こども園基準第2の1に規定する方法により算定した3歳未満の子どもの区分ごとに算定した数(小数点第2位以下切捨て)を合算した数(小数点以下を四捨五入)に、認定こども園基準第2の2の規定により算定した必要な学級担任の数を加えた数とする。
- 2 認定こども園基準第2の1に規定する「教育及び保育に従事する者」の数に短時間勤務の者を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和5年4月21日こ成保21厚生労働省子ども家庭局長通知)の要件を満たす者を充てる

ものとし、「教育及び保育に従事する者」の数の算定に当たっては、短時間勤務の者の1 か月の勤務時間数の合計を施設の就業規則等で定めた常勤の者の1か月の勤務時間数で 割った数(小数点以下を切り捨て)に換算して、「教育及び保育に従事する者」の数の対 象となる常勤の者の数に加え、「教育及び保育に従事する者」の数とする。

(学級の編制)

- 第8条 条例第3条第5項の規定により1学級の子どもの数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。
 - (1) 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
 - (2) 年度当初の学級編制時から子どもの数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
 - (3) 待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律 第65条)第61条第1項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事 業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。

(職員の資格)

- 第9条 条例第3条第8項に規定する「いずれかの取得に向けた努力」は、次のいずれか に掲げる事項を実施しているものとする。
 - (1) 申請日より過去3年以内に、資格を取得するため大学若しくは専修学校の通信講座 又は夜間講座において所要の単位の修得に向けて履修していること。
 - (2) その他の通信講座の受講又は勉強会への参加その他併有に向けた努力を行っていることが客観的に認められる事由があること。
- 2 認定こども園基準第3の3及び条例第3条第9項に規定する「意欲、適性、能力等を 考慮して適当と認められる者」は、当該意欲、適性、能力等の事実が確認できるもので あるものとする。
- 3 認定こども園基準第3の3に規定する「幼稚園教諭の免許状の取得に向けた努力」及び条例第3条第9項に規定する「保育士の資格の取得に向けた努力」は、第1項の一又は二に掲げる事項を実施しているものとし、認定の申請日から3年以内に取得するよう努めるものとする。

(認定こども園の長)

- 第10条 認定こども園基準第8の1に規定する「認定こども園の長」は、認定こども園 基準第2の1に規定する教育及び保育に従事する者と兼任していないものとする。
 - 2 認定こども園基準第3の5に規定する「管理及び運営を行う能力」は、令第12条

又は第13条で規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格に該当するものとする。 (建物等の配置)

- 第11条 認定こども園基準第4の1に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 認定こども園を構成する建物等の間の距離は、子どもにとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
 - (2) 運動会等の行事に当たって、すべての子どもの一斉の活動が可能であること。
- 2 認定こども園基準第4の1に規定する「子どもの移動時の安全が確保されていること」 は、移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設 備が設置されていることとする。

(園舎の面積)

第12条 認定こども園基準第4の2に規定する園舎の面積の算定に当たっては、「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針について」(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知)に準じて算定するものとする。ただし、同項ただし書きの基準を満たすときは、この限りでない。

(屋外游戯場)

- 第13条 認定こども園基準第4の5の1で規定する屋外遊戯場の面積について、認定こども園基準第4の6の規定に関わらず、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5の要件を全て満たす場合は、屋上を面積算入することができる。
- 2 認定こども園基準第4の6の1に規定する「子どもが安全に利用できる場所であること」は、次のいずれにも該当することとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。
 - (1) 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
 - (2) 当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われていること。
 - (3) 当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
 - (4) 当該屋外遊戲場内に危険物及び危険箇所がないこと。

- (5) 緊急時の連絡体制が整っていること。
- 3 認定こども園基準第4の6の2に規定する「利用時間を日常的に確保できる場所であること」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」 (平
 - 成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の 1の(2)に掲げる要件を満たすものとする。
- 4 認定こども園基準第4の6の3に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能な場所であ

ること」は、第11条に該当するものとする。

(食事の提供の特例)

- 第14条 条例第3条第12項の規定により、認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日 雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に従って実施するものとする。
- 2 条例第3条第13項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」 及び認定こども園基準第4の8に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関する Q&Aについて」(平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推 進室通知)で示すものとする。

(満3歳未満の子どもの定員を設けるときの施設設備)

第15条 認定こども園基準第4の9後段に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

(教育及び保育の計画)

第16条 条例第3条第18項に規定する「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」 は、認定こども園基準第5の3に従って作成するものとする。

(職員の資質の向上)

第17条 条例第3条第19項に規定する「認定こども園の長並びに子どもの教育及び保育に直接従事する職員の資質の向上等を図ることが可能な体制」は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する者に対する資質向上等について、認定こども園基準第6

に従って実施する体制であるものとする。

(子育て支援事業)

- 第18条 条例第3条第20項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 令第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
 - (2) 令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、 それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域 の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、1 0組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を 連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であ るものとする。
 - (3) 令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
 - (4) 令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合については、 認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由 がある場合は、この限りでない。
 - (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、 参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
 - (6) 子育て支援事業に従事する者は認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
 - (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を 実施するための適切な設備等を確保すること。
 - (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。
 - (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる 勤務体制等の計画を作成すること。
 - (10) 子育て支援事業について、市町村並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられ

ていること。

(教育時間・保育時間等)

第19条 認定こども園基準第8の2の規定については、通知の4の(1)を満たすよう努めるものとする。

(通園上の配慮)

第20条 認定こども園基準第8の5に規定する「安全を確保する体制」に関し、通園バスを運行する場合は、子どもの健全な発達と適正な教育時間を確保する観点から、子どもの乗車時間は最長40分程度とする。

(地方裁量型認定こども園の設置者)

- 第21条 条例第3条第3項第2号に規定する「経済的基礎があること」は、次のいずれ にも該当するものとする。
 - (1) 認定こども園の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、又は 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、次の いずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物について、原則として、地上権又は賃借権を設定し、 かつ、これを登記していること。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、安定 的な事業の継続の確保が図られると認められるときは、この限りでない。
 - ① 建物の賃貸借期間が、賃貸借契約において10年以上とされている場合。
 - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は鉄道、電力若しくはガスその他の公共性の高い事業を経営する信用力の高い主体である場合であること。
 - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ウ 賃借料の財源について、認定を受けようとする者が運営する他の事業からの継続的 な財源が確保されていること又は国若しくは地方公共団体その他の団体による継続的 な補助が受けられる等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - エ 社会福祉法人及び学校法人以外の者が不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合にあっては、(ウ)の財源とは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)との合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い資産(普通預金、定期預金又は国債等をいう。)により保有していること。
 - オ 賃借料及びその財源が収支計算書に適正に計上されていること。
 - (2) 認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預

金等の資産により保有していること。

- 2 条例第3条第3項第2号に規定する「財務内容が健全であること」は、認定を受けようとする者が3年以上継続して事業を営んでおり、当該者が営む事業の全体の財務内容について直近3年間の会計年度において連続して損失を計上していないものとする。 (標準処理期間)
- 第22条 吹田市行政手続条例(平成9年3月31日条例第3号)第6条に定める標準処理期間は6か月とする。

(委任)

第23条 この要領に定めるもののほか、認定こども園の認定等に関し必要な事項は、児 童部長が定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。